

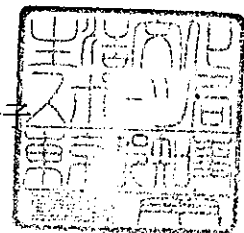
東京都豊島区北大塚三丁目 3 4 番 7 号  
NPO 法人就労継続支援 A 型事業所全国協議会

## 認 定 書

令和 5 年 3 月 27 日付けで申請のあった認定特定非営利活動法人の認定については、特定非営利活動促進法第 4 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の期間を有効期間として認定します。

令和 5 年 11 月 7 日

東京都知事 小池 百合子



記

認定の有効期間

令和 5 年 11 月 7 日から  
令和 10 年 11 月 6 日まで